松戸市農業委員会総会議事録

令　和　３　年　２　月　９　日

令和３年松戸市農業委員会２月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿　唯司は令和３年２月９日午後３時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館７階大会議室に招集した。

１．出席委員

１番　加　藤　一　郎	２番　加　藤　正　芳
３番　齋　藤　　香	５番　山　室　一　美
６番　山　口　輝　雄	７番　岩　佐　忠　夫
８番　椿　　唯　司	９番　鈴　木　榮　一
１０番　渡　邉　洋　子	１１番　湯　浅　孝　一
１２番　杉　浦　昌　平	１３番　松　戸　英　樹
１４番　杉　浦　勇　司	１５番　渡　邊　慶　弘

１．欠席委員

明・矢切区域　戸　張　嘉　宣	明・矢切区域　平　川　正　俊
東部区域　湯　浅　雅　之	常盤平・五香区域　小　暮　　俊
常盤平・五香区域　山　﨑　唯　司	馬橋・小金区域　横　山　定　勝
馬橋・小金区域　湯　浅　　清	

１．関係課出席職員

農政課長　加　藤　広　之	主　幹　酒　井　恭　子

１．事務局出席職員

事務局長　岡　野　　衛	事務局長補佐　渡　邊　憲　生
主幹兼係長　古　山　和　幸	主幹兼係長　武　井　博　子

開会　午後　３時００分

議　　長　ただいまより令和３年２月総会を開催いたしたいと思います。

本日の出席委員は、農業委員が14名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議　　長　議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号２番、加藤正芳委員、議席番号３番、齋藤香委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局　本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議　　長　事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議　　長　本日の議案は、第１号から第４号となっております。

なお、報告事項については、第１号から第９号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第１号

議　　長　それでは、議案第１号　農用地利用集積計画についての１番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する議案でありますので、関係人であります議席番号13番、松戸委員は、ここで退室をお願いいたします。

（松戸委員退室）

議　　長　それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長　農政課長の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１号　農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件が２件となります。

それでは、議案第１号１番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書１ページの１番をご覧ください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしております参考資料の１ページから４ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は1,789平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より、議案第１号の１番についての内容の説明がございました。

農業委員の皆様、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅委員　議席番号11番、湯浅孝一です。

農政課長の説明でよく分かりました。原案に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま湯浅委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、松戸委員の入室を認めます。

（松戸委員入室）

議　　長　続いて、２番について、この議案についても松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する議案でありますので、関係人であります議席番号２番、加藤正芳委員は、ここで退室をお願いいたします。

（加藤（正）委員退室）

議　　長　農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号２番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書１ページの２番をご覧ください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしております参考資料の５ページから６ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は金ケ作、現況地目は畑、面積は3,267平方メート

ルでございます。当該地につきましては、もともと別の方が借りておりましたが、今回１筆追加して新規設定案件となりました。利用権の種類は賃貸借、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、ブドウを主体に栽培する計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より、議案第１号の２番についての内容の説明がございました。

農業委員の皆様、発言をお願いいたします。

はい、杉浦委員。

杉浦（昌）委員　12番、農業委員の杉浦です。

農政課長の説明でよく分かりました。借受人は果樹園のほうを熱心に取り組んでおられますので、この案件につきましても、十分責任を果たしてやってくださると思います。賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議　　長　ただいま杉浦委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の２番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、加藤正芳委員の入室を認めます。

（加藤（正）委員入室）

議　　長　農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

（農政課長退席）

◎議案第２号

議　　長　それでは、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についての１番を議題といたします。

第１審査会第２審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　議席番号７番、岩佐忠夫。

去る１月29日火曜日、２月１日月曜日に議案第２号、３号、４号の審査のため、第１審査会第２審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邊慶弘第１審査会副会長をはじめ、湯浅孝一農業委員、山﨑唯司推進委員、戸張嘉宣推進委員と私の５名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の１番についてご説明します。

議案書の３ページ、議案参考資料については７ページから８ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の７ページのところでございます。

申請地の面積は991平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は農地拡張のためです。譲渡人の申請理由は耕作が十分行えないためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

経営面積は、畑が7,372.31平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、耕作従事日数は、申請人を含む家族４人で400日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、トラクター２台、動噴２台、貨物自動車１台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画は、野菜、果樹の栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第２号の１番について慎重審議の上、農地法第３条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま岩佐座長より、議案第２号の１番について内容の説明がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

杉浦（勇）委員　はい。

議　　長　杉浦勇司委員。

杉浦（勇）委員　14番、杉浦勇司です。

座長の説明でよく分かりました。審査会の意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議　　長　ただいま杉浦委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の１番は許可することに決定をいたしました。

続いて、議案第２号の２番についてお願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　それでは、議案第２号の２番についてご説明します。

議案書の３ページ、議案参考資料については９ページから10ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の９ページのところでございます。

申請地は３筆で合計面積は672.31平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は農地拡張のためです。譲渡人の申請理由は耕作が十分に行えないためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

経営面積は、畑が7,372.31平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、耕作従事日数は、申請人を含む家族４人で400日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、トラクター２台、動噴２台、貨物自動車１台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画は、野菜、果樹の栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第２号の２番について慎重審議の上、農地法第３条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま岩佐座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

杉浦（勇）委員　はい。

議　　長　はい、杉浦勇司委員。

杉浦（勇）委員　14番、杉浦勇司です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮りください。

議　　長　ただいま杉浦委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の２番は許可することに決定をいたしました。

◎議案第３号

議　　長　続いて、議案第３号の１番　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　それでは、議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請の１番についてご説明します。

議案書の５ページ、議案参考資料については12ページから17ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の12ページのところでございます。

申請理由は、現在、主にブルーベリーを栽培していますが、感染症の予防策として申請地を農産物自動販売機用地に転用するためです。

施設の概要については、農産物自動販売機１台を設置します。

整地については、全面モルタル仕上げとします。

排水については、雨水のみで隣接の畑に流し、自然浸透とします。

被害防除については、周辺農地への影響がないため、対策は行いません。

費用については、全額自己資金で賄うことから、補助金交付決定通知書及び通帳の写しを確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

以上、議案第４号の１番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま岩佐座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

渡邉（洋）委員　はい。

議　　長　はい、渡邉洋子委員。

渡邉（洋）委員　議席番号10番、渡邉洋子です。

発売をされている農家の方には、コロナの感染の影響がありまして、対面販売から自動販売機へのシフトをする動きが見られます。このような事案には、応援の意味も込めまして賛成したいと思います。お諮りください。

議　　長　ただいま渡邉委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の１番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第４号

議　　長　次に、議案第４号の１番　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請の１番についてご説明します。

議案書の７ページ、議案参考資料については20ページから24ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の18ページにございます。関連する事業の全体位置図の緑色で囲んだ箇所になりますので、20ページの位置図と併せてご覧ください。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は不動産の売買・管理を行っている会社であり、この会社の代表者

は別の水道管工事会社の代表も兼任しています。その工事会社の既存資材置場が千葉市にあることから、事業の効率化も考慮し、申請者が申請地を取得し、資材置場として整備した後、水道工事会社に貸すためです。

施設の概要については、資材置場及び小型重機置場です。

整地については、転圧に入り口部分のみ砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、入り口を除く周囲は、境界より２メートル離して高さ１メートルの工事用ネットを設置します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、金融機関通帳の写しを確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

審査会では、入り口と隣接する建設省所有の通路用地についての通行許可について質問したところ、管理者である松戸市の建設総務課及び河川清流課と協議済みであるとの回答を得ました。

また、隣接する農地所有者に事業説明を行い、隣接農地への配慮として、境界より２メートル離して工事用ネットを設置するとの報告を受けました。

以上、議案第４号の１番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま岩佐座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員　はい。

議　　長　はい、鈴木委員。

鈴木委員　９番、鈴木でございます。

今の座長の説明でよく分かりましたし、全体図のグリーンの上にあります西側ですか、農家さんが２件あるんですが、そこに対する、セットバックしまして道を造るということで、配慮もしておりますので、賛成したいと思います。お願いいたします。

議　　長　ただいま鈴木委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第４号の１番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第４号の２番から11番は関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

審査会座長、お願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号の２番から11番についてご説明します。

議案書の７ページから10ページ、議案参考資料については26ページから31ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の18ページにございます。関連する事業の全体位置図の赤色で囲んだ箇所になりますので、26ページの位置図と併せてご覧ください。

申請地の位置については、議案参考資料の26ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は不動産の売買・管理を行っている会社であり、この会社の代表者は別の水道管工事会社の代表も兼任しています。その工事会社の既存資材置場が千葉市にあることから、事業の効率化も考慮し、申請者が申請地を取得し、資材置場として整備した後、水道工事会社に貸すためです。

施設の概要については、水道管工事に関連する資材置場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側及び南側は新設単管パイプにネットを設置します。北側及び東側は境界より２メートル離して砂利敷きとします。照明は設置しません。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、金融機関の通帳の写しを確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

審査会では、水道管工事を行う会社は産業廃棄物収集運搬の許可を東京都より受けているため、当該申請地への産業廃棄物の持込みについて質問したところ、一時保管なども含めて持ち込むことは絶対にないとの回答を得ました。

また、水道工事用の資材以外は置かないこと及び排水について隣接農地に影響があった場合には対応するとの報告を受けました。

以上、議案第４号の２番から11番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま岩佐座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員　はい。

議　　長　はい、鈴木委員。

鈴木委員　９番、鈴木でございます。

この場所につきましては、50年くらい前まで田んぼやっておりまして、右側が県道、片方が上の北側のほうが常磐線、左側が６号線ということで、やむなく農家の方がやめて、理由が相続ということになっておりますので、座長の説明でよく分かりましたので、賛成をしたいと思います。

議　　長　ただいま鈴木委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成多数）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の２番から11番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第４号の12番について説明をお願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号の12番についてご説明します。

議案書の10ページ、議案参考資料については32ページから39ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の18ページにございます。関連する事業の全体位置図の青色で囲んだ箇所になりますので、32ページの位置図と併せてご覧ください。

申請地の位置については、議案参考資料の32ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は不動産の売買・管理を行っている会社であり、この会社の代表者は別の水道管工事会社の代表も兼任しています。その工事会社の既存資材置場が千葉市にあることから、事業の効率化も考慮し、申請者が申請地を取得し、駐車場として整備した後、水道工事会社に貸すためです。

施設の概要については、普通車８台の駐車場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側は新設工事用ネット、北側は1.8メートルの既存ネットフェンスを利用します。照明は設置しません。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、通帳の写しを確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

審査会では、申請地は許可申請前にもかかわらず全面砂利敷きとなっており、申請者に対し農地転用違反であるとの指摘をしたところ、審査会の翌日に始末書の提出があり、これを受理しました。

内容については、いかなる場合でも農地転用違反をしてはならないことであり、今回の行為について深く謝罪し、今後このようなことがないようにするとのことでした。

また、隣接する農地所有者への事業説明内容等について質問したところ、問題が生じた場合は対処しますとの回答を得ました。

以上、議案第４号の12番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま岩佐座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員　はい。

議　　長　はい、鈴木委員。

鈴木委員　９番、鈴木でございます。

座長の説明でよく分かりましたし、隣接農地に影響ないということでございますので、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま鈴木委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の12番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第４号の13番について説明をお願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号の13番についてご説明します。

議案書の11ページ、議案参考資料については40ページから47ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の18ページにございます。関連する事業の全体位置図の黄色で囲んだ箇所になりますので、40ページの位置図と併せてご覧ください。

申請地の位置については、議案参考資料の40ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は不動産の売買・管理を行っている会社であり、この会社の代表者は別の水道管工事会社の代表も兼任しています。その工事会社の既存資材置場が千葉市にあることから、事業の効率化も考慮し、申請者が申請地を取得し、駐車場として整備した後、水道工事会社に貸すためです。

施設の概要については、４トンユニック車ロングボディー１台、４トンセフティーダンプ、ユンボ１台、３トンセフティーダンプ１台、２トントラック１台、軽トラック１台、１トン振動ローラー１台、ランマー１台、プレート１台の車両置場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西、東側は新設工事用ネット、東側一部は高さ２メートルの万能鋼板を設置し、南側は２メートルの既存ネットフェンスを利用します。照明は設置しません。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、通帳の写しを確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

審査会では、申請地は許可申請前にもかかわらず全面砂利敷きとなっており、申請者に対し農地転用違反であるとの指摘をしたところ、審査会の翌日に始末書の提出がありました。

内容については、いかなる場合でも農地転用違反をしてはならないことであり、今回の行為について深く謝罪し、今後このようなことがないようにするとのことでした。

また、隣接する農地所有者への事業説明内容等について質問したところ、問題が生じた場合は対処しますとの回答を得ました。

以上、議案第４号の13番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま岩佐座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員　はい。

議　　長　はい、鈴木委員。

鈴木委員　９番、鈴木でございます。

座長の説明でよく分かりまして、賛成したいと思いますが、許可前に砂利を敷いたので始末書を取ったということで、私が現地調査したら杭がなかったので、〇〇さんと〇〇さんの杭がちゃんときちんと入っていましたか。

事務局　隣接地との境界には杭はあるということで聞いています。図面がありますので、境界については出すということです。今、現状では、見えるように木杭で明示してあります。下に杭があるそうです。

鈴木委員　お互いに境界については納得しているということで。

事務局　地権者に説明したとは、代理人にお話ししています。

鈴木委員　分かりました。

賛成したいと思います。

議　　長　ただいま鈴木委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の13番につきましては、許可相当との意見を付

して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議　　長　続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局　それでは、議案書13ページ、報告事項１から33ページ、報告事項９についてご報告させていただきます。

まず、13ページ、報告事項１、農地法第３条の３第１項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転によりまして３件の届出を受理いたしました。なお、３件とも斡旋希望はありませんでした。

次に、16ページ、報告事項２、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出についてですが、16ページの一番下に記載のとおり、12月分としまして、田はありませんでした。畑12件、8,792平方メートル、こちらの届出を受理いたしました。

次に、17ページから22ページ、報告事項３、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、22ページの一番下に記載のとおり、田16件、7,930平方メートル、畑39件、１万1,574平方メートル、合計55件、１万9,504平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、23ページ、報告事項４、農地法第18条第６項の規定による通知について、記載のとおり１件の合意解約の通知を受理いたしました。

次に、25ページ、報告事項５、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より２件の照会があり、非農地回答をしました。

次に、27ページから28ページ、報告事項６、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書７件を交付いたしました。

次に、29ページ、報告事項７、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、死亡による買取申出が生じたため、１件の証明書を交付しました。

次に、31ページ、報告事項８、農地法第30条第１項の規定に基づく利用状況調査結果についてですが、令和２年９月から11月にかけて利用状況調査を行った結果を大字別に集計したものでございます。調査にご協力いただいた委員の皆様、大変お疲れさまでございました。

令和２年度の遊休農地の合計は、表右下の記載のとおり87筆、６万4,486平方メートルとなっております。そのうち、新規発生は10筆、１万3,451平方メートルです。

次に、33ページ、報告事項９、農地法第６条１項の規定による農地所有適格法人の報告についてですが、記載のとおり２件の報告書を受理し、２法人とも農地所有適格法人とし

ての法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の４つの要件を満たしている法人であることを確認いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議　　長　ありがとうございました。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和３年２月総会を終了いたします。

閉会　午後　３時５５分